第１章　計画策定に当たって

平成２３年３月１１日発生の東日本大震災による津波は、本市において、多くの市民の尊い命を奪うとともに、先人が労苦を重ね営々と築いてきた町を流し去り、本市の産業を支えてきた漁港や港湾、道路、工場、事業所などの産業基盤にも壊滅的な被害を与え、市民の暮らしを支える生活基盤とともに、雇用の場が失われるなど、多方面にわたり未曾有の損壊を被りました。

その中で、発災直後から、自衛隊、警察、消防、海上保安庁や全国の自治体、保健・医療・福祉・介護の関係団体、ボランティア関係者等の多大なご支援とご協力をいただきながら、本市としては、人命救助と行方不明者の捜索、避難者への支援などに努めるとともに、公共施設や道路、水道・電気等のライフラインの復旧、がれきの処理などに全力で取り組んできました。

大震災発生から６ヶ月が経過し、市民生活は震災直後と比べ、幾分、落ち着きを取り戻しつつあるものの、避難所などで不便な生活を送っている市民も未だ多く、震災の爪痕が未だ深く残されている中で、震災の痛手から一刻も早く立ち上がり、市土基盤の再生や産業の再生、暮らしの再生を図ることが何よりも求められています。

このため、本市においては、学識経験者や市総合計画審議会委員で構成する「気仙沼市震災復興会議」、本市在住及び出身者で構成する「気仙沼市震災復興市民委員会」を設置し、そこでの積極的な意見交換、唐桑・本吉両地域協議会、市民や産業界、市議会などの御意見、国の復興基本方針や宮城県の復興計画も踏まえ、再生と復興に続くさらなる発展をも見据え、今般、本市の震災復興計画を取りまとめたものです。

これからの道のりは長く決して平坦ではありませんが、新しい気仙沼市を築くため、市民・企業・団体等、市の総力を挙げてこの計画の実現を図ってまいります。

第１節　気仙沼市震災復興計画策定の趣旨

この計画は、本市の震災復興に向けた理念と目標、関係主体の責務、目標期間、計画の柱と主要事業、推進方策などを明らかにするものです。取組の一部においては、さらに詳細な実施計画等が必要になるため、当該計画は、本市震災復興のマスタープラン的な位置付けにあります。

これらを踏まえ、計画の目的と策定の趣旨を次のように掲げます。

１　震災復興に向けた取組の指針

市民一体で復興に取り組む指針とします。

２　計画的かつ迅速な復興事業の推進

震災復興に係る取組を計画的かつ迅速に進めるよりどころとします。

３　取組内容と復興過程の明確化

取組の内容と過程を分かりやすく示し、復興への道筋を明らかにします。

第２節　各主体の責務と役割

震災復興は、市が中心となりながら、様々な役割を有する主体の連携が極めて重要です。そのための各主体の責務と役割を次のように考えています。

１　市

(1) 着実かつ迅速な計画推進

復興に向け各取組を計画に沿って着実かつ迅速に進めていきます。

(2) 取組内容・経過の明確化

計画に示した取組の内容や実施経過等を市広報をはじめ、市のウェブ・サイトの強化等を通じ分かりやすく適時にお知らせします。

(3) 市民・企業・国・県等との連携

各関係主体と密接に連絡をとり、復興に向け連携を強めていきます。

２　市民・企業・団体

地域の市民・企業・団体がそれぞれの役割のもと、復興に向けて一体で取り組みます。

３　国及び県

本計画に沿って本市の再生と復興の取組を推進するに当たっては、国・県の支援が不可欠であり、国・県においては、それぞれの復興方針や計画に沿い、本市の震災復興を図るための財源措置などの支援が強く求められています。市としては、適宜必要な措置を国・県に強く要請していきます。

また、国・県の財源措置の動向や社会情勢の変化に合わせ、取組の弾力的な運用を図ります。

第３節　気仙沼市震災復興計画の目標期間

１　本計画の目標期間は、国・県の復興期間や大型プロジェクト等も踏まえ、**平成23年度から平成32年度までの10年間とします。**

２　このうち、平成23年度から27年度までの５年間については、取組を集中的に進める**「集中復興期間」**とします。

３　計画スタートの平成23年度は、復旧と復興に同時並行で全力で取り組みます。

目標期間

第２章　本市震災復興の基本理念及び目標

第１節　本市震災復興の基本理念

東日本大震災を経て、私たち気仙沼市民が目のあたりにしたもの、感じたこと、そして導き出される明日への理念を次のように掲げます。

１　史上最大の犠牲者…「二度と繰り返さないこの悲劇」

２　自然に対する畏怖、畏敬の念…「自然と調和する都市構造と市民生活」

３　人々の経済的困窮…「経済発展と所得向上の必要性」

４　産業基盤の壊滅的打撃…「生産性向上、構造改革の契機」

５　人々の優しさ、頑張り…「家族愛、他者への愛、郷土愛、愛の溢れるまちづくり」

第２節　本市震災復興の目標

前節に掲げた本市震災復興の理念を踏まえ、本市震災復興計画の策定に当たり、気仙沼市震災復興会議の意見、同震災復興市民委員会の提言等を踏まえ、次のように震災復興の目標を定め、その実現に全力で取り組みます。

１　津波死ゼロのまちづくり

・・・

第３章　計画の柱と取組方向

本市震災復興に向け、前頁の目標実現に向け、７つの項目を計画の柱に据え、それぞれの取組の方向性に沿って、全力で推進を図ります。

１　地域を伸びやかに…市土基盤の整備

市内全域が地盤沈下し、沿岸部は冠水が広範に及び産業再生や住宅再建の大きな障害となっています。

また、海岸堤防や護岸が大規模に被災し、上下水道などのライフラインや道路、ＪＲ線などの交通網が大きな損壊を受けています。

このため、防災・減災の観点から津波を防御する堤防については、比較的発生頻度の高い数十年から百数十年に発生する津波高を前提とし、まちづくりと整合した整備を図り、ライフラインや交通網の復旧を進めます。

また、これまでの土地利用については、事業所や住宅の混在による産業振興及び生活環境上の課題もあったことから、沿岸地域においては、土地区画整理や土地の嵩上げなどによる面的整備を進め都市機能の創造的復興を図るとともに、三陸縦貫自動車道や広域幹線道路などの緊急時の代替道路や、ＪＲ線等の交通体系を整備します。

さらに、津波被害のおそれのない地域への防災集団移転や避難路の確保などにより、市民の安全・安心な居住環境の整備を図ります。

２　地域を元気に…産業再生と雇用創出

沿岸地域の壊滅的な被害により、市魚市場や漁港、道路等の産業基盤や、水産関連をはじめ多くの企業に甚大な被害が生じ、生産・営業活動が停止するとともに、多くの雇

用が失われ、市民生活が極めて不安定になっています。

地域の経済と雇用を支える水産関連産業の復旧の遅れは、長い年月積み重ねてきた販売ルートを失うとともに、市外に事業の拠点が移される可能性など、本市経済の危機を招くばかりでなく、人口流出にも波及することとなり、本市の存亡にも関わってきます。

現在の本市の水産業の復旧は、魚市場に水揚げされる魚種や取扱量が制限される生鮮出荷に止まっており、今後、冷凍冷蔵施設等水産加工基盤の復旧を早急に図り、水産関連産業を起点として各産業で雇用の場の復元と創出が図られるよう、様々な取組を進めていきます。

産業再生においては、自然の恵みや集積した技術など、気仙沼ならではの資源を活用し、従来の産業の再生にとどまらず、持続的な経済成長と所得向上が実感できるよう、事業再建や新規起業、産業間の連携強化等に努めていきます。

さらに、食を中心にしながら被災からの再生を観光振興につなげる取組、食関連産業に加えて自動車、高度電子、クリーンエネルギーなどの発展が見込まれる産業分野を含めた企業及び研究機関の誘致、農林水産物など地域の強みを生かしたコミュニティビジネスやソーシャルビジネスの創出、職業能力開発や就労への支援、産業人材育成などに取り組みます。

３　地域を安全・安心に…防災体制の整備

史上最大の犠牲者となった今回の震災の悲劇を二度と繰り返さないよう、前述の市土基盤に係るハード面の整備に加え、迅速で確実な情報伝達基盤の整備、避難場所の確保、避難誘導サインの導入、車による避難ルールの検討、ハザードマップの見直し、消防施設の整備や防災関係団体との連携強化など、津波死ゼロのまちづくりを進めます。

また、さらなる防災意識の高揚のため、地震・津波の研修体制、防災教育・講座等の整備・充実や津波フィールドミュージアムの整備による防災学習の拠点づくりなど、安全な地域づくりを進めていきます。

さらに、全国民が被災の実情を共有し将来にわたる防災の理念をはぐくむため、震災の記憶を伝承する国立鎮魂の森及び震災復興・防災祈念公園の整備を促進します。

４　地域をさわやかに…自然環境の復元・保全とスマートシティの実現

送電施設が大きな被害を受け、長期間にわたる停電が発生するとともに、エネルギー関連事業所の多くが被災し、石油・ガスの供給が停止した今回の震災では、避難所生活をはじめとする市民生活や復旧活動にも大きな影響が生じ、原子力発電所の被災は、遠く離れた地域にも影響を与えています。

また、震災を通じて自然にあらがうことなく地球を大切にし、自然を生かして生活することの大事さを学びました。かけがえのない自然や環境を次代に引き継ぐ取組を進めていくことが求められています。

津波により失った沿岸部の自然環境や景観の復元を図り、後世に継承していくため、水や大気環境などの維持と保全に努めるとともに、供給電力のみに頼った仕組みを見直し、再生可能エネルギーの活用など、環境未来都市の構築をめざし、スマートシティやエコタウンの創造を推進します。

５　地域をやさしく…保健・医療・福祉・介護の充実

震災で多数の医療・福祉施設に甚大な被害が生じたほか、家族構成や就労環境・経済状況等が大きく変化し、家族介護力の低下や子育てにおける不安などを解消するための支援が必要となっています。

また、これまで築いてきた地域コミュニティの多くが崩壊しており、本来の機能を失っているため、高齢者・障害者・子育てを支援する環境の再構築も急務となっています。

このことから、被災した医療・福祉施設の復旧整備に努め、保健・医療・福祉・介護の連携体制を強化することにより、赤ちゃんから老人まですべての市民が地域で生きがいを持ち、安心して自分らしく生活できるよう、健康づくりや地域における支え合いの基盤を整備します。

また、災害拠点病院としての市立病院の早期建設や市立本吉病院での安定した医療提供のための体制整備、民間医療機関等との連携など、医療体制の充実に努めます。

６　地域をすこやかに…学びと子どもを育む環境の整備

地震や津波により学校施設や社会教育施設に甚大な被害を受け、学校教育活動に支障を与えているほか、公民館活動や市民スポーツなどの社会教育活動に影響を及ぼしています。

施設の安全・安心により配慮し、所在地域の状況も踏まえ、被災した学校施設や社会教育施設の復旧を図り、防災拠点としての機能強化にも努めます。

また、震災により心に傷を受けた児童・生徒を支援するため、就学支援やスクールカウンセラーの配置による心のケア相談事業を進めるとともに、震災を超えて気仙沼らしさを継承するため気仙沼ＥＳＤ（持続的発展教育）の一層の推進を図ります。引き続き、震災後の各学校における児童・生徒数の動向等を踏まえ、義務教育環境の整備を図ります。

さらに、被災した国登録及び市指定の文化財など、地域の優れた文化資源を後世に伝えるため、ＮＰＯをはじめ、財団、大学研究室等の協力も得ながら、国・県と連携し復元等に努めます。

７　地域をあたたかに…地域コミュニティの充実と市民協働の推進

今回の大震災で、多くのコミュニティ施設が流失しましたが、大きな被災を免れたコミュニティ施設を持つ自治組織では、快く被災者を受け入れ、食料や物資、燃料の提供、炊き出しなどを行い、厳寒の中での避難所生活を支えました。

また、避難所や仮設住宅には、個人・団体・市内・市外などを問わず、沢山のボランティアが訪れ、被災者に対し、きめ細かく物心両面で支援を続けるなど、コミュニティ活動が普段から活発な地域コミュニティや志あるボランティアが大きな役割を果たしました。

地域に住んでいる一人ひとりの顔が見え、人と人のつながりを大切にするまちづくりを目指し、コミュニティ施設の整備や自治組織の運営支援に取り組むとともに、高齢者の見守り・声掛けや交流事業の支援等により、孤独死ゼロの仮設住宅運営に取り組みます。

さらに、市民が生きがいを持って生き生きと暮らせるまちづくりに向け、市民、自治組織やＮＰＯなどとの市民協働に努めます。